

# 五泉市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項

## 1. 目的

五泉市立図書館（以下「図書館」という）では、この制度により、**図書館の購入雑誌を広告媒体とすることで、新たな財源を確保し、より少ない経費**で雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

## 2. 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という）に雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を雑誌コーナーに配架する。提供雑誌の最新号カバーの表面にスポンサー名を、裏面にはスポンサーの広告を表示し、図書館の利用者の閲覧に供する。

また、館内の指定された場所にスポンサーのチラシを設置することも可能とする。  
なお、雑誌の受入事務は図書館が行う。

## 3. 雑誌の選定

スポンサーは、図書館が作成した「**雑誌リスト**」から選定する。

## 4. スポンサー及び広告の対象

（１）スポンサーは、次の事業者等に該当しないこと。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- ① 民事再生法または会社更生法による再生または更生手続き中のもの
- ② 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
- ③ 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- ④ 暴力団または暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

（２）企業、商店、団体を対象とし、個人は対象外とする。

## 5. スポンサーの広告内容

広告の内容は、市行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、利用者に不利益を 与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当または該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としない。

- （１）法令等に違反するもの
- （２）公序良俗に反しているもの
- （３）基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- （４）政治性または宗教性のあるもの

- (5) 虚偽であるものまたは誤解されるおそれのあるもの
- (6) 内容または責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義または主張に当たるもの）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告
- (10) 前各号に係るもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

## 6. 広告掲載期間

広告の掲載期間は、原則として図書館が掲載を決定した月の翌月から 1 年間とする。ただし、館長が認めたときは、延長することができる。

## 7. 広告の企画、表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面についてはスポンサー名等の表示とする。  
表示の大きさ たて 4 cm、横 13 cm 程度とする。
- (2) 裏面の広告は、片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズで出来るものとする。
- (3) 館内に設置するチラシは、スポンサー名等が表示された A4 サイズ以内のものとする。  
※広告はスポンサー申込者が作成する。
- (4) 表示期間は契約期間内とする。なお、広告の内容を変更することが出来るものとする。
- (5) 雑誌の配架位置は図書館が決定する。

## 8. 申込みの受付

申込みは、随時受付する。

〒959-1864 五泉市郷屋川 1 丁目 1-8

五泉市立図書館 資料係（雑誌スポンサー担当）

電話 0250-43-3110 FAX 0250-43-4243

## 9. 申込み方法

雑誌スポンサー制度申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、申込みをする。

- (1) 申込書に代表者印を押印して、直接持参、郵送で行う。
- (2) 申込書に添付する書類
  - ・ 広告図案
  - ・ 会社概要等（業種等がわかるもの）
  - ・ 広告主のホームページの URL

10. スポンサーの選定及び広告内容審査

スポンサーは、掲載しようとする広告について、予め図書館と協議するものとする。

スポンサーの選定及び広告内容審査は、図書館長、資料係長、管理係長、雑誌担当、そのほか館長が必要と認める者をもって行う。

11. 契約

スポンサー制度の広告に決定した場合は、**覚書（様式第2号）**を締結する。

12. 購入代金の支払い

スポンサーの提供する雑誌代金の支払いは、図書館指定の納入業者にスポンサーが直接支払うものとする。

（1）支払いは一括先払いとし、返金はしない。但し、価格変動による追加徴収が生じた時は、納入業者とスポンサーで協議し決定する。

（2）振込み手数料等購入代金の支払に必要な経費は、スポンサーの負担とする。

（3）スポンサーが提供する雑誌が契約途中で休・廃刊した場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替える。

13. スポンサーの責務

スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

14. 実施時期

平成25年 5月 10日から

15. 周知方法

（1）広報、ホームページに掲載

（2）関係機関窓口で別紙チラシにてPR

（五泉市商工会議所、村松商工会、本庁等）

（附則）

この要項は、平成25年 5月10日から施行する。

この要項は、平成28年 7月 1日から施行する。